

資料4

東京都児童福祉審議会 里親認定部会について

1 設置の目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律等の専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置して審議を行う。

2 里親認定部会の審議事項

- (1) 里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）を認定するとき
- (2) 里親の登録の更新にあたり、更新の登録が不適当と認められるとき
- (3) 里親の更新の登録を行ったときは、部会に報告